この事業は個人事業者又は法人設立者を対象に、情報通信技術を活用したテレワークを含む町内での起業を支援し、併せて空き店舗を起業の拠点に活用した場合に、改造・改築費用を補助するものです。

［補助金］

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 起業種別 | 補助対象 | 内容および補助額 |
| 一般起業 | 個人及び法人 | 起業にかかる経費の５分の１以内、１０万円を限度 |
| テレワーク起業（自営業型） | 個人及び法人 | 起業にかかる経費の５分の１以内、１５万円を限度 |
| 上記起業に空き店舗を利用 | 個人及び法人 | 空き店舗の改造・改築にかかる経費の３分の１以内、２０万円を限度（ただし、設備・備品購入等は該当しません） |

※テレワーク…情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない働き方を

いいます。

※申請書のほか、事業概要書、起業に要する経費の収支予算書、個人事業税開業届出書（写）、登記事項証明書（写）、町税納付状況確認の同意書等の書類を提出していただきますが事業者により異なりますので、詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

◎本制度に関する問合せは、愛川町役場環境経済部商工観光課商工労政班　　（電話０４６－２８５－６９４８）